

第 1 1 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 1 基本方針

- 1 町本部長は、災害発生時において自衛隊の人員、装備、資機材等が必要と判断した場合は、県本部長を通じて災害派遣要請をする。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き組織的救援活動を行う。
- 3 町本部長は自衛隊の災害派遣に当たり、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第 2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	町内全域の災害に係る自衛隊の災害派遣要請
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 自衛隊災害派遣要請に係る県との連絡調整 2 自衛隊災害派遣部隊との連絡調整 3 自衛隊災害派遣部隊に対する支援

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、町本部長等が人命又は財産の保護のため、必要があると認め、県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、町本部長等が県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、町本部長等の災害派遣要請を待っている時期を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

県本部長から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間(休日を含む)
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢 019-688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢 019-688-4311 内線 490
航空自衛隊	北部航空方面隊	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2353	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救援機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。	第3章第15節 第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊には、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第9節

消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)により消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第8節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節
応急医療、救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節 第20節
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
給水及び炊飯	被災者に給水及び炊飯を実施する。	第3章第16節 第18節
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」(昭和33年内閣府令第1号)に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第28節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員、装備及び機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日文書を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

(7) 災害の状況、通信疎通の状況及び派遣を要請する事由	
(イ) 派遣を希望する期間	(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(エ) その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等)	

[様式編 3-11-1 自衛隊災害派遣要請書]

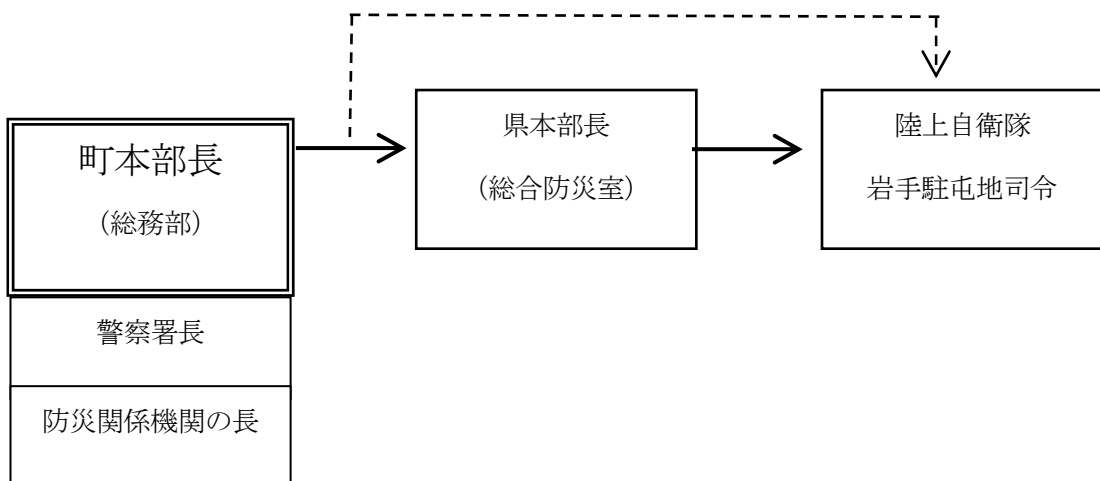
- イ 町本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合において、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。通知をした場合においては、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- ウ 町本部長及び防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続をする。
- エ 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- オ 町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。
- カ 災害派遣要請は、まず、口頭又は電話等により行い、後日正式文書により行う。

(2) 撤収の要請

町本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に撤収要請を依頼する。

[様式編 3-11-2 自衛隊災害派遣隊撤収要請書]

自衛隊派遣要請系統



5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- ア 町本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達

成されるように努める。

- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- (イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- (ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
- (エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。

- a 災害情報の収集及び交換
- b 災害派遣の要否について検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等について調整
- c 町等の保有する資機材等の準備状況
- d 自衛隊の能力及び作業状況
- e 他の災害復旧機関等との競合防止
- f 関係市町村相互間における作業の優先順位
- g 宿泊及び経費分担要領
- h 撤収の時期及び方法

イ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

- (ア) 事前の準備
 - a 臨時ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
 - b ヘリポートの位置の確認のため、臨時ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度及び経度(岩手県災害対策用地図)により臨時ヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各臨時ヘリポートの離着陸訓練の実施に対し協力する。
- (イ) 受入れ時の準備
 - a 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、臨時ヘリポートの近くに上空からの風向及び風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。
 - b 臨時ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

- c 砂塵が舞い上がる場合においては散水を行い、積雪時においては除雪又はてん圧を行う。
- d 臨時ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- e 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離発着時においては、臨時ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及び防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備等を含む。)及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬及び修理費

エ 有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受け入れ体制の整備に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担 当 業 務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティアに係る日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という)及び町社会福祉協議会(以下、本節中「町社協」という。)との連絡調整 6 自主防災組織、関係団体等との連絡調整
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る他市町村の社会福祉協議会との連絡調整 3 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 4 防災ボランティア活動の普及啓発
その他の防災ボランティア団体(職域、職能等)等	<p>防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等及び町社協との連絡調整</p>

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総合政策課	行政区等に対する連絡調整
民生部	保健福祉センター	1 防災ボランティアの受入れの総括 2 町社会福祉協議会及び日赤県支部等に対する連絡調整 3 防災ボランティア活動状況の把握
教育部	教育委員会	災害活動に協力する社会教育団体に対する連絡調整

第3 実施要領

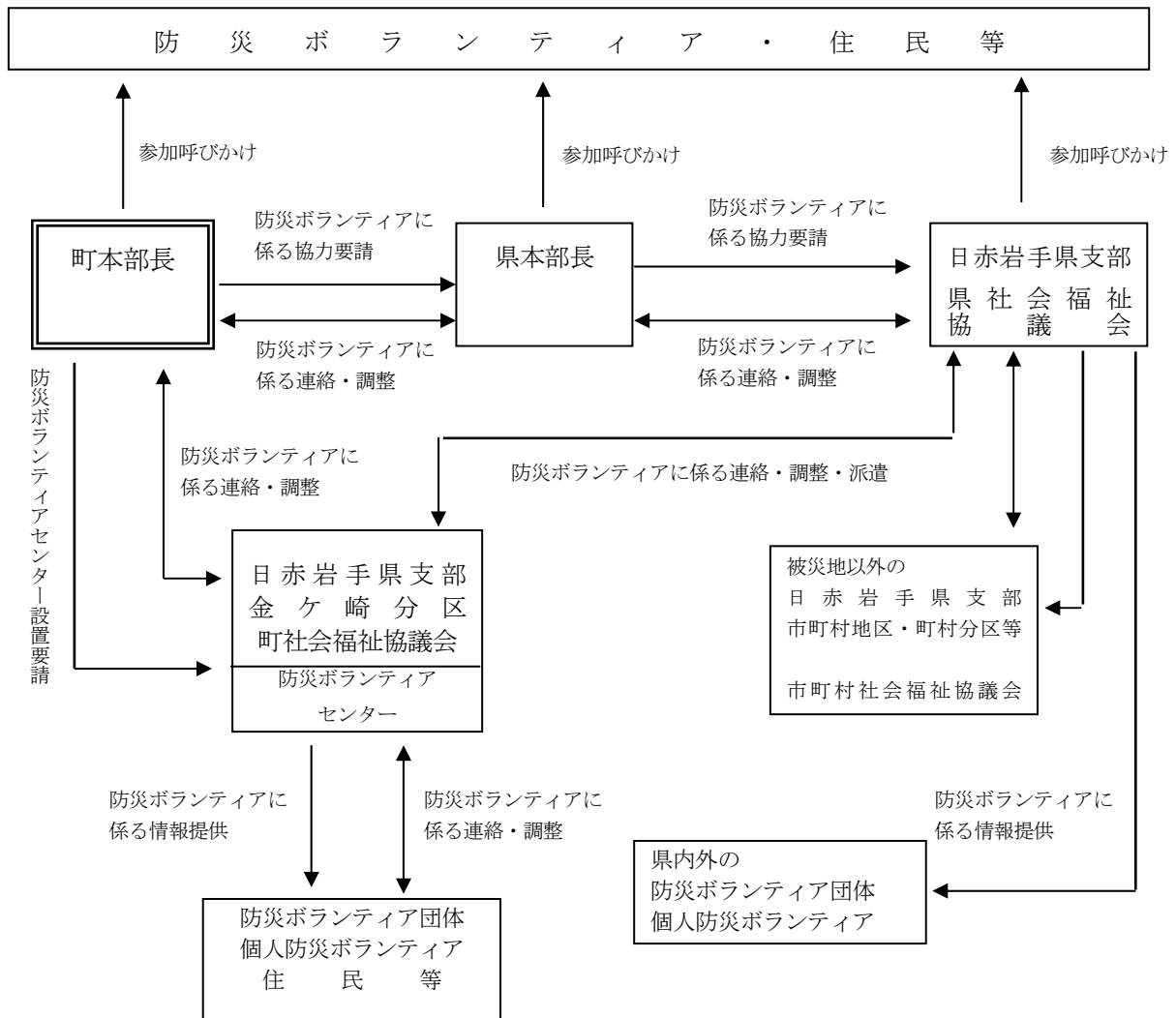
1 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長は、被災地における防災ボランティアニーズの把握に努め、防災ボランティアの協力が必要と認める場合は、日赤県支部及び町社協等と連携し、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- (2) 町本部長は、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して協力要請及び次の情報提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。その際は、防災ボランティアセンターを設置し、受入体制等の万全を期する。その際は、日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区及び町社協と協力し、受入体制を整える。

- | |
|------------------------------|
| ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等 |
| イ 防災ボランティアの集合日時及び場所 |
| ウ 防災ボランティアの活動拠点 |
| エ 防災ボランティア活動に必要な装備及び資機材の準備状況 |
| オ その他必要な事項 |

- (3) 町本部長は、日赤県支部及び町社協等に対し、防災ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ県に対して情報の提供を行う。
- (4) 町本部長は、町社協等と連携し、防災ボランティアの活動用具・防災ボランティア活動保険の加入について配慮する。

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

- (1) 町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- (2) 日赤金ケ崎分区及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア 防災ボランティア活動の内容	オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域	カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名	キ その他必要な事項
エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設	

3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

・ 炊出し	・ 募金活動	・ 話し相手
・ シート張り	・ 清掃	・ 介助
・ 引っ越し	・ 負傷者の移送	・ 後片付け
・ 避難場所の運営	・ 物資仕分け	・ 物資搬送
・ 安否確認及び調査活動	・ 給食サービス	・ 洗濯サービス
・ 移送サービス	・ 入浴サービス	・ 理容サービス
・ その他応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識又は技術を活かした活動		

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付け及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付け及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援物資及び義援金の募集、受付け
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付け
金ヶ崎町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付け及び配分

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総合政策課	義援物資の受付及び義援物資及び義援金の配分
	出納室	義援物資及び義援金の受付 義援金の出納

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

- ア 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- イ 県本部長は、市町村本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について周知する。
- ウ 受付けに当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- エ 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分及び輸送

- ア 県本部で受付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町

村の指定する場所に輸送し引き渡す。

イ 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

ア 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。

イ 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受け付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

3 海外からの支援の受入れ

(1) 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合には、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

(2) 町本部長は、受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下本節中「法」という。)の適用を県本部長に要請する。
- 2 町本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて救助活動を実施する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 避難所の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋火葬 8 死体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
民生部	保健福祉センター	災害救助法に基づく事務全般

第3 実施要領

- 1 法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。
 - (1) 町の区域内における全壊、全焼、流出等により住宅が滅失した世帯(以下「被害世帯」という。)の数が、次のいずれかに該当する場合

町の人口	法 適 用 基 準		小災害内規 運用基準 (滅失世帯)
	人口に応じた被害 世帯	県内 1、500 世帯滅失で町の 人口に応じた被害世帯	
15、000 人以上 30、000 人未満の人口帯	50 世帯以上	25 世帯以上	25 世帯以上 50 世帯未満
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の区域内において、7、000 世帯以上の住家が滅失、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失した場合 ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当する場合 			

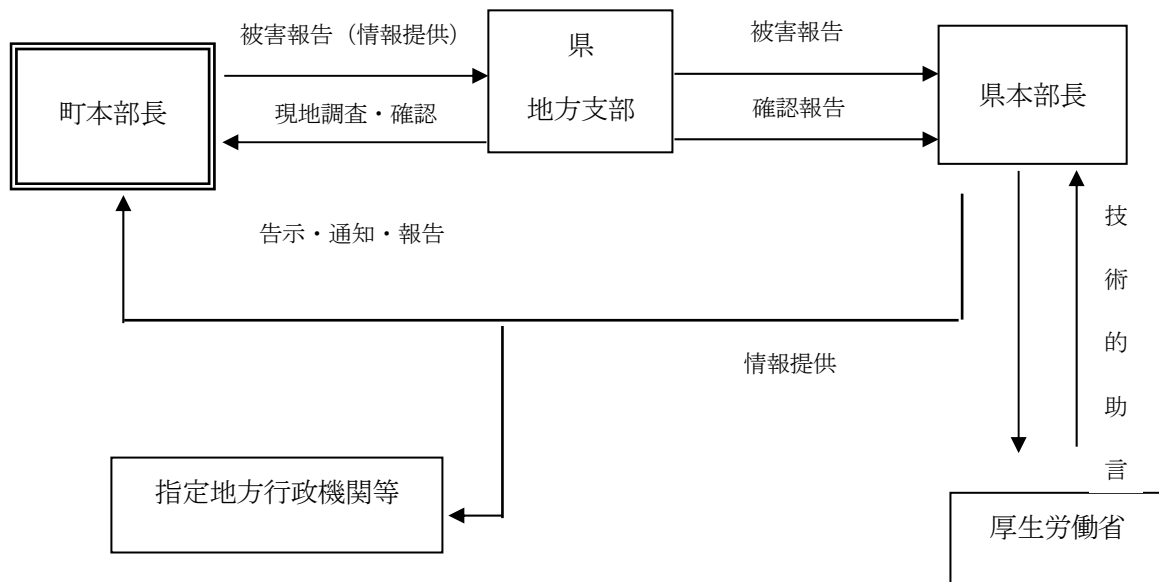
注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする。
 - ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。
 - ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。
- (1) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合
被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
 - (2) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合
被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
 - (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて厚生労働省令で定める基準に該当する場合
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続における町本部長の措置

- (1) 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめのうえ、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に情報提供する。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救 助 の 種 類	応急対策計画の概当節
避難場所の設置	第 15 節 「避難・救出計画」
被災者の救出	
医 療	第 16 節 「医療・保健計画」
助 産	
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	第 17 節 「食料、生活必需品等供給計画」
炊出しその他による食品の供与	
飲料水の供給	第 18 節 「給水計画」
応急仮設住宅の供与	第 19 節 「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
被災住宅の応急修理	
障害物の除去	第 21 節 「廃棄物処理・障害物除去計画」
埋火葬	第 22 節 「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」
死体の捜索	
死体の処理	
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 23 節 「応急対策要員確保計画」
学用品の供与	第 24 節 「文教対策計画」

4 救助の種類、程度、期間等(災害救助法による。)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の 供与	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者	<p>(基本額) 避難所設置費1人1日当たり320円以内とする。</p> <p>(加算額) 冬期は、別に定める額を加算する。</p> <p>高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p>	災害発生の 日から7日以内	<p>1) 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水道費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2) 避難に当たったの輸送費は別途計上する。</p> <p>3) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。</p>

応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1) 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、主体が地域の実情、世費等に応じて設定 2) 基本額1戸当たり5,516,000円以内 3) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出でを設置できる費用は、当該地域における実費。	災害発生日から20日以内に着工	1) 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 2) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3) 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4) 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1) 規模 建設型仮設住宅に準じる 2) 基本額地域の実情に応じた額	災害発生日から速やかに借上げ、提供	1) 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2) 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊出しその他による食品の給与	1) 避難所に収容された者 2) 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食1/3日)

飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1) 夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月) の季別は災害の発生日をもって決定する。 2) 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1) 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2) 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>52,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>54,900</td> <td>64,200</td> <td>80,800</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800																																			
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100																																			
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																			
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1) 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2) 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以内 3) 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						

助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1) 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2) 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1) 現に生命、身体が危険な状態にある者 2) 生死不明な状態にある者	当該地区における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1) 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2) 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1) 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1) 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2) 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学生児童 4,300円 中学生生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1) 備蓄物資は評価額 2) 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。

埋 葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 210,200 円以内 小人(12 歳未満) 168,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1) 輸送費、人件費は、別途計上 2) 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 (検 索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1) 検索は原則として救護班 2) 輸送費、人件費は別途計上 3) 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来たしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1) 被災者の避難 2) 医療及び助産 3) 被災者の救出 4) 飲料水の供給 5) 死体の捜索 6) 死体の処理 7) 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常の実 費	救助の実施が 認められる期 間以内	
実費弁 償	災害救助法施行令第 4条第1号から第4 号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の 規定により救助に関する業 務に従事させた県知事の総 括する県の常勤の職員で当 該業務に従事した者に相当 するものの給与を考慮して 定める	救助の実施が 認められる期 間以内	時間外勤務手当 及び旅費は別途 に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 時間外勤務手当 2) 賃金職員等 3) 旅費 4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5) 使用料及び賃借料 6) 通信運搬費 7) 委託費 	<p>災害救助費は地方自治法災令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2) 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3) 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4) 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5) 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6) 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7) 五億円を超える部分の金額については百分の四 	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算する事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	---	---	---	-----------------------------------

※1 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。

※2 金額は、平成 29 年度改訂額

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。
- 4 町は、避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

実施機関	担当業務
町本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示勧告等〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
警察署	必要と認める区域の居住者に対する避難勧告等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) その場に居合わせたもの、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 (自衛隊法第94条) (2) 災害派遣要請に基づく避難の援助

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	自衛隊の災害派遣要請 避難指示等の伝達
民生部	保健福祉センター	避難準備情報発令時における災害時要援護者に対する避難支援

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令 〔災害対策基本法第 63 条〕

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	警戒区域の設定

3 救出

実施機関	担当業務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	(1) 消防機関及び自衛隊の災害派遣要請 (2) 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出に係る連絡・調整
民生部	保健福祉センター	災害救助法の適用時における救出の事後事務
建設部	建設課	救出に係る重機等の確保

4 避難所の開設及び運営

実施機関	担当業務
町本部長	避難場所の開設及び運営

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
民生部	保健福祉センター	避難所の設置、運営

第3 実施要領

1 避難勧告

(1) 避難勧告等の実施及び報告

- ① 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく、避難勧告等を行う。
- ② 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。
- ③ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危

険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避や近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」等の安全確保措置を指示することができる。

- ④ 県は、町から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言する。
- ⑤ 町本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ⑥ 実施責任者は、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。
- ⑦ 町は、避難勧告等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- ⑧ 町本部長は、避難勧告等の対象地域及び避難勧告等の解除について、県その他の防災関係機関に助言を求めることができる。

(2) 避難勧告等の内容

① 発令者	④ 避難対象地域	⑦その他必要な事項
② 避難勧告等の日時	⑤ 避難先	
③ 避難勧告等の理由	⑥ 避難経路	

(3) 避難勧告等判断基準

避難勧告等の発令基準は、次のとおりとする。

① 土砂災害

ア 避難勧告等の対象とする土砂災害

急傾斜地の崩壊及び土石流の発生とする。

イ 土砂災害に係る避難勧告等の対象とする区域

土砂災害防止法に基づき指定された急傾斜地崩壊危険箇所（60カ所）、土石流危険渓流区域（3カ所）。

判断基準

種別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</p> <p>②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>④前日まで100mm程度の連続降雨があり、当日の雨量が100mmを超えた場合</p> <p>⑤前日までの雨量がほとんどなく、当日の雨量が150mmを超えたとき、もしくは当日の時間雨量が40mmを超えた場合</p>

避難勧告	<p>①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>⑤前日まで100mm程度の連続降雨があり、当日の雨量が130mmを超えたとき、若しくは当日の雨量が100mm以下でも強風の場合</p>
避難指示 （緊急）	<p>①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>③土砂災害が発生した場合</p> <p>④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>⑤避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>

② 河川の洪水災害

ア 避難勧告等の対象とする洪水災害

北上川の氾濫等に伴う洪水の発生

イ 洪水災害に係る避難勧告等の対象とする地域

金ヶ崎町防災マップに記載されている浸水想定区域

判断基準

種別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。</p> <p>①北上川の桜木橋観測所水位が避難判断水位である4.8m到達し、なお水位の上昇が予想される場合</p> <p>②漏水等が発見された場合</p> <p>③大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合</p> <p>④強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難勧告	<p>①～②のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。</p> <p>①北上川の桜木橋観測所水位が氾濫危険水位である5.2m到達した場合</p> <p>②異常な漏水等が発見され場合</p>
避難指示（緊急）	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>①水位が堤防の高さに達するおそれが高い場合</p> <p>②決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p>

(4) 避難勧告等の周知

① 地域住民等への周知

ア 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

イ 町本部長は、避難勧告等の内容を町防災無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等に周知徹底を図る。


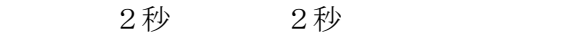
町本部長は、災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

ウ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

エ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により標示し、避難対策の徹底に努める。

オ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

カ 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	サイレン	備考
火災	 3秒 3秒 3秒 連続	近火信号をもって避難信号とする。
水災	 2秒 2秒	水防法に基づく避難信号

② 関係機関相互の連絡

町本部長は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 避難勧告等を行った者	エ 避難対象地域
イ 避難勧告等の理由	オ 避難先
ウ 避難勧告等の発令時刻	カ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警察官	町長	災害対策基本法第61条第3項
	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(5) 避難の方法

- ① 避難は原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混雑に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。
- ② 避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織等を中心とした、一定の地域の単位で、地域の特性や災害の状況に応じ、適切な避難方法により行う。

(6) 避難の誘導

- ① 町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。
- ② 町本部長は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ③ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

ア 幼稚園、小学校、診療所、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

④ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

⑤ 町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

(7) 避難者の確認等

町職員、消防団員、民生委員等は自主防災組織と協力し、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

① 避難場所（避難所）

ア 避難した住民等の確認

イ 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

② 避難対象地域

ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

イ 避難が遅れた者等の避難誘導及び救出

(8) 避難経路の確保

① 警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

② 町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(9) 避難支援従事者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

① 町本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒区域を設定する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

② 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

① 地域住民への周知

町本部長は、警戒区域設定の内容を町防災無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民、自主防災組織等への周知徹

底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

② 関係機関相互の連絡

町本部長は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

- ① 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出・救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出・救護体制を整え、救出活動を実施する。
- ② 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

- ① 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者及び同行者の把握を行う。
- ③ 町本部長は、必要な救出用資機材（ジャッキ、つるはし、ファイバースコープ等）及び工事用重機等を確保できない場合は、県地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て調達する。
- ④ 町本部長は、孤立化した地域における救出・救助、物資補給等のために、ヘリコプタ

一の出動が必要と認めた場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」又は第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

(3) 救出したときの措置

- ① 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関(救護所を含む)に収容する。
- ② 救出班は、遺体を発見した場合は、第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難所の設置及び運営

(1) 避難所の設置

- ① 町本部長は、避難勧告等を発令した場合は、災害の種類に応じた避難所を開設する。
- ② 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、避難生活に必要な物資(飲料水、毛布、医療品、仮設トイレ、テレビ等)を調達する。
- ③ 町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。
- ④ 町本部長は、町が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所の確保に努める。
 - ア 隣接市町村と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。
 - ウ 町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
- ⑤ 町本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

ア 開設日時及び場所	ウ 開設期間の見込み
イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数	

⑥ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難勧告等をした場合の避難者 イ 避難勧告等はないが、緊急に避難することが必要である者

- ⑦ 町本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。
- ⑧ 町本部長は、避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

(2) 避難所（収容施設）の開設基準

指定されている避難所を1次避難所、2次避難所に分類し開設基準を設定する。

※緊急避難場所については、開設及び運営は当該地区における自主防災組織等によるものとする。

区分	開設基準	避難所	箇所数
緊急避難場所	震度5弱以上の地震及び大規模な災害が発生すると認められる場合で各開設者による一定の基準による	各行政区における集会所、公民館等の指定の場所	44箇所
1次避難所	震度5弱以上の地震及び大規模な災害が発生すると認められる場合	6地区センター（街地区体育館及び県南青少年の家を含む。）	8箇所
2次避難所	被害の状況により1次避難所に収容しきれない場合	1次避難所以外の指定避難所の中から指定した避難所	5箇所

(3) 避難所開設に係る出役について

- ① 地震や大雨に伴う「避難準備・高齢者等避難開始」発令が必要と判断される場合は1次避難所全8箇所を開設する。

避難所には、1箇所につき2人、合計16人の職員配置が必要となることから各課からの出役を次のとおりとする。

- (避難所1) 総合政策課2人
- (避難所2) 税務課・出納室2人
- (避難所3) 住民課2人
- (避難所4) 財政課・議会事務局各1人
- (避難所5) 農林課・商工観光課各1人
- (避難所6) 教育委員会・中央センター各1人
- (避難所7・8) 保健センターセ3人・子育て支援課1人

※現場対応等が必要となる建設課・水処理センター・生活環境課は除く。

② 連絡体制等について

- ア 出役者は、各課で調整の上、事前に出役順位を決めておく。
- イ 出役の連絡は、各課長からの電話連絡とする。

ウ 参集先は役場（生活環境課）とし、「七つ道具」の入った避難所セットを持参の上、2人揃ってから避難所に向かう。

※「七つ道具」：避難者カード、筆記用具、懐中電灯、メガホン等

エ 担当避難所は、参集状況により避難順位の高い避難所から順に配置していく。

オ 長時間にわたる配置が見込まれる場合、6時間を目途として、次の出役者を各出役課より派遣する。

カ 避難者が30人以上となった場合は、災害対策本部にて出役者の人選と追加派遣を行う。

(4) 避難所の運営

① 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じてその状況把握に努め、必要な対策を講じる。

② 町本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

③ 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

④ 町本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら次の措置をとる。

ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成

イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

エ ホームヘルパー等による介護の実施

オ 保健衛生の確保

カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅及び公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

⑤ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。

⑥ 町本部長は、学校を避難所として利用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

（本章第24節「文教対策計画」参照）

⑦ 町本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外

部支援者等の協力が得られるよう努める。

(5) 町外からの避難者のための避難所の設置等

町外からの避難者のための避難所の設置及び運営については、(1)～(3)の定めを準用する。

(6) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 帰宅困難者対策

(1) 町本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。

(2) 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

6 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

① 町本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者でライフラインや流通の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

② 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

① 町本部長は、役場庁舎における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

② 町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の支給の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

③ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

7 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- ① 災害の規模、避難者の受入れ状況に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- ② 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に必要な助言等を行う。
- ⑦ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村 本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長のその他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市町村 長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

- ① 町本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認める場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあつては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅延なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により町が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段等の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 町本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
町本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けた	1 公示 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本等施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長のその他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本等施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県広域一時滞在

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- ② 町長は、県本部長から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 町長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は町長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	町長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項
町長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長および避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

8 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 町及び県は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受けた加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。